教私第１３１２号

平成30年４月24日

各私立幼稚園・認定こども園設置者　様

大阪府教育庁私学課長

（公印省略）

平成３０年度 大阪府私立幼稚園等特別支援教育に係る助成のための調査について（通知）

平素より、本府私学行政にご理解とご協力いただきましてありがとうございます。

本府においては、障がいのある幼児(以下、「障がい幼児」という)を受け入れ、かつ特別支援教育の充実を図る事業を行っている府内の私立幼稚園・認定こども園に対し、助成を行っています。

つきましては、当該事務の適正かつ円滑な執行を図るため、事前の調査を行います。当該補助金の申請を予定している園は、「大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金交付要綱」及び別紙「平成30年度に私立幼稚園の特別支援に係る補助金の交付申請を予定している幼稚園・認定こども園設置者の方へ」を十分にご確認いただき、期日までに別紙調査票等をご提出ください。

記

１．大阪府私立幼稚園等特別支援補助金の趣旨

府内の私立幼稚園・認定こども園に就園する障がい幼児の特別支援教育の充実を図る

２．調査対象園　（当該補助金の交付対象となる園）

　　　就園する障がい幼児に対し、教育上特別な配慮を行っている府内の私立幼稚園（施設型給付を受ける幼稚園を含む）、または学校法人立の幼保連携型認定こども園・幼稚園型認定こども園のうち、平成30年度において、当該補助金の申請を予定している園

補助金の交付対象となる設置者

|  |  |
| --- | --- |
| 設置する施設の種類 | 対象となる設置者 |
| 幼稚園（認定こども園を除く） | 設置者の形態は問わない |
| 幼稚園型認定こども園 | 学校法人 |
| 幼保連携型認定こども園 | 学校法人 |

※上記施設の設置者で学校法人化のための努力をする者も交付対象とする。

３．対象となる幼児

（１）幼稚園（認定こども園を除く）

在園児

（２）認定こども園

表１のとおり

表１：認定こども園において対象となる幼児

認定こども園については、○がついている支給認定区分の園児のみが対象となります。(平成27年3月10日付け国資料より抜粋)

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 認定こども園 | | | １号 | ２号 | ３号 |
| 幼保連携型 | 学校法人立 | 新設 | **○** | ● | ● |
| 旧接続型 | **○** | **○** | ● |
| 旧並列型 | **○** | ● | ● |
| 上記以外 | | ☆ | ● | ● |
| 幼稚園型 | 幼稚園部分が学校法人立 | 単独型 | **○** | **○** |  |
| 接続型 | **○** | **○** | ☆ |
| 並列型 | **○** | ☆ | ☆ |
| 上記以外 | 単独型 | ☆ | ☆ |  |
| 接続型・並列型 | ☆ | ☆ | ☆ |
| 保育所型 | | | ☆ | ● | ● |
| 地方裁量型 | | | ☆ | ☆ | ☆ |

**○：私学助成（国特別支援教育経費）** ●：一般財源化前の障害児保育事業

☆：多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）

※当該補助金における「障がい幼児」とは、平成30年5月1日時点で園に在籍し、専門的見地からの診断があり、かつ教育上特別な配慮を要すると認められる満3歳～5歳の園児のことです。

※「教育上特別な配慮」とは、当該園児の生活上や学習上の困難を改善・克服するために、園が行っている継続した配慮のことで、教職員の加配措置などをいいます。

※一過性の病気や既往症は、当該補助金を支給する上での障がいには含まれません。また、一過性の病気や既往症に対する応急措置の用意等を行うだけでは、当該補助金を支給する上での教育上特別な配慮とは認められません。

４．補助予定単価（園児ひとりにつき）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設類型 | 障がい幼児1人 | 障がい幼児2人以上 |
| 学校法人立の幼稚園（施設型給付を受ける幼稚園を含む）・  認定こども園 | ３９２千円 | ７８４千円 |
| 学校法人立以外の幼稚園（施設型給付を受ける幼稚園を含む）  ※学校法人立以外の認定こども園は対象外 | ３９２千円 | ３９２千円 |

※単価が変更（減額）になる可能性がありますので、ご留意お願いします。

５．申請上の注意事項

・提出期日を厳守してください。

期限までに調査票の提出のない場合は、申請の予定がないものとみなします。

・当該園児の保護者に対し、下記項目について説明し、同意を得てください。

保護者同意がとれていない場合は、当該補助金の申請を受け付けることはできません。

詳しくは、別紙「平成30年度に私立幼稚園の特別支援に係る補助金の交付申請を予定している幼稚園・認定こども園設置者の方へ」の「２．保護者への説明及び同意について」を参照してください。

６．補助対象経費

平成30年5月1日時点で就園する障がい幼児の教育・保育に直接必要な経費で次に掲げるもの

（１）人件費

障がい幼児に対し、教育上特別な配慮を行っている特別支援担当教職員の人件費

※当該補助金を支給する上での特別支援教育担当教職員には、園長及び学級担任は含まれません。

（２）教育研究経費

特別支援教育に係る研修会費、出張旅費、教材費等

※各支出経費に係る、領収書や研修の実施要項、ホームページの写し、契約書等については、必ず園において保管願います。別途提出を求める場合や、補助金調査時に確認を行う場合があります。

７．提出書類と期日

　　　　 提出上の注意を確認の上、表２のとおり、提出①（５月31日〆切）と提出②（９月28日〆切）の2回に分けて、必要書類を提出してください。

（１）提出上の注意

・調査票の提出を予定している園は、必ず各期日までに必要書類を全て揃えた上でご提出ください。期日までに提出のない園については、申請予定のないものとみなします。

・提出①の期日までに必要書類の提出がなかった園が、提出②の期日に初めて書類をご提出いただい

たとしても、その申請を受け付けることはできません。

　 （２）提出方法

　　持参あるいは郵送

※郵送の場合は、必ず、簡易書留やレターパック等、追跡記録が残る方法により郵送してください。

※私学助成を受ける幼稚園については、基礎資料受付時に、提出①欄の書類を持参してください。

表２：提出書類等

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 提出書類 | 様式 | 提出部数 | 提出① | 提出② |
| ５/31 | ９/28 |
| 1. | 調査票 | 様式1-1 | 各園１部 | ○ |  |
| 様式1-2 |
| 様式1-3 |
| 2. | 副申書 | 様式2-1 | 各園児分 |  | ○ |
| 3. | 診断書（判定書）あるいは、意見書（判定書）の原本 | 様式2-2あるいは様式2-3 | 各園児分 |  | ○ |
| 4. | 「個別の指導計画」及び「個別の支援計画」の写し | 様式なし | 各園児分 |  | ○ |
| 5. | 【認定こども園のみ】  支給認定書（1号認定あるいは2号認定）の写し | 様式なし | 各園児分 |  | ○ |
| 6. | 保護者説明の実施状況の確認書 | 様式3 | 各園１部 | ○ |  |
| 7. | 特別支援教育費補助金に関する確認書 | 様式4 | 各園１部 | ○ |  |
| 8. | 【対象園児が2人以上の園のみ】  補助対象経費内訳表（予定） | 様式5-1 | 各園１部 | ○ |  |
| 9. | 【対象園児が2人以上の園のみ】  特別支援教育担当教職員調査票（予定） | 様式5-2あるいは様式5-3 | 各園１部 | ○ |  |

※提出②欄の書類を提出する際、（２）～（４）は、対象園児毎に左上をホッチキス止めにしてください。

（５）については、ホッチキス止めは不要です。

〒540-8570

　大阪市中央区大手前3-1-43

大阪府庁新別館南館10階

大阪府教育庁私学課

幼稚園振興グループ　山口

　　　　電話　06－6210－9273

　　　FAX　06－6210－9276